

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置に関する要請

各市を取り巻く新型コロナウイルス感染症に関する状況に鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第36条第7項の規定により下記のとおり緊急事態措置の実施に関する要請をいたしますので、速やかに検討いただくようお願いいたします。

記

令和2年4月7日、国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、千葉県から特措法第45条第1項に基づく外出自粛要請等の措置が講じられました。また、4月13日には特措法第24条第9項に基づき、事業者等へ施設の使用停止等の協力要請がなされました。

しかしながら、協力要請の対象となっている一部のパチンコ屋等が協力要請に応じず、県外ナンバー車を含む多くの者が入場している状態（3つの密の状態）があり、クラスターの発生を不安視する市民から多くの苦情が各市の窓口に寄せられています。また、カラオケボックスやネットカフェ、マージャン店等についても、同様に協力要請に応じていない店舗が散見されます。

つきましては、こうした状況にかんがみ、感染拡大を防止し市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済の混乱を回避するため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」三（3）③における第2段階としての特措法第45条2項に基づく施設の使用制限の要請等を行うよう強く要望します。

令和2年4月20日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部長 森田 健作 様

千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部長	熊谷 俊人
木更津市健康危機管理対策本部長	渡辺 芳邦
市原市新型コロナウイルス感染症対策本部長	小出 譲治
君津市新型コロナウイルス感染症対策本部長	石井 宏子